

相模原市における障害者施設での障害者殺傷事件について（声明）

2016年10月13日

日本病院・地域精神医学会

理事長 山下 俊 幸

去る2016年7月26日、相模原市の障害者入所施設「神奈川県立津久井やまゆり園」においてたいへん悲惨な事件が起きました。この事件で、尊い命を奪われた19名の方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様にご心より哀悼の意を表したいと思います。また、負傷された27名の方々、入所者の方々、職員の方々にお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

本学会は、1957年に病院精神医学懇話会として発足し、1968年第12回総会からは病院精神医学会として、1984年第27回大会からは病院・地域精神医学会として活動してきました。その中で、「入院医療中心から地域生活中心へ」に向けた精神科医療の改革や精神障害者の人権擁護についても積極的に取り組んできました。多くの学会が分野、課題ごとに活動しているのに対して、本学会は病院と地域という「場」をテーマに掲げ、現場での実践を重視し、「場」の横のつながりを大切にしながら、当事者や家族を含めた多様な立場の人間が集まって活動してきました。

本件の被疑者の行動は、人としての尊厳を著しく踏みにじるものであり、決して許されるものではありません。衆議院議長にあてた手紙には「私の目標は、重複障害者の方が（中略）保護者の同意を得て安楽死できる世界です」と書かれていたとも言われ、決して認めることはできません。

事件後まず必要なことは、被害者や被害者のご遺族、ご家族、そして入所者や施設職員の方々の安全の確保と安心して生活できる環境ではないでしょうか。被疑者の事件前の経緯ばかりが目立って、この点がおろそかにされることを危惧しています。被害者や被害者のご遺族、ご家族、そして入所者や施設職員の方々が精神的にも深い傷を負われたことは想像に難しくなく、十分な支援が行われ、一日も早く安全で安心な生活を取り戻すことができるような取り組みが必要です。

今後の対応については、あらゆる角度から事件の全貌を明らかにすることが第一と考えます。詳細が分からない中で、課題や今後の対応を述べることは困難ですが、犯行の背景に「障害者は生きていても仕方がない」という考え方があるならば、それは、障害のある人の存在そのものを否定するものであるうえ、2014年に我が国が批准した障害者権利条約の理念を根本から否定するものであり、人権社会教育の充実など、社会全体で取り組まなければならない大きな課題と考えます。

今回の事件を受けて、政府は「二度とこういうことが起こらないよう、厚労省を中心に関係省庁が協力して、再発防止策を早急に検討して対応したい」と述べたとされます。全貌が明らかでないままに、措置入院と事件があたかも関係あるかのような問題設定がなされていることに、違和感を覚えます。今後の対応については、障害者排除の思想、障害者施設の勤務体制を含めた防犯体制、

被害者匿名など報道の在り方、警察の対応、薬物乱用、措置入院制度などさまざまな観点から問題設定がなされ、多方面から検討すべきと考えます。

にもかかわらず、厚生労働省に「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」（以下、検討チーム）を設置し、厚生労働省を中心に措置入院制度に焦点が当てられて検討が進められています。その背景には精神障害者に対する誤解や偏見が今なお存在すると考えざるを得ません。厚生労働省は 2004 年に精神保健医療福祉の改革ビジョン（以下、改革ビジョン）を定め取り組みを進めていますが、その中で「国民の理解の深化」として、精神疾患や精神障害に対する国民の理解を深めるとあります。改革ビジョンや障害者権利条約の理念を踏まえた対応を強く求めます。

私たちが危惧した通り、検討チームの「中間とりまとめ」は、そのほとんどが措置入院の検証にあてられ、わずかに施設における防犯対策に触れているにすぎません。これが関係省庁が一丸となった結果とすれば、あまりにも不十分なものと言わざるを得ません。障害者権利条約の理念からは、精神科医療を特殊なものにしている事情をできるだけ縮小し一般の医療に近づけていくことが求められています。精神保健福祉法に事件の再発防止を求め、現在よりもより特別な役割を強化することは時代に逆行し、精神障害者への誤解や偏見を助長することになりかねません。

措置入院退院後のアフタケアについても課題が指摘されていますが、これは措置入院に限られたことではなく、精神科医療・保健・福祉全般において在宅支援が不十分な状況にあることが問われなければなりません。改革ビジョンにおいては、「地域生活支援の強化」が課題とされていますが、今なお多くの課題が残されています。措置入院の退院者に限らず、保健、医療、福祉が一体となり精神障害者が地域で安心して暮らせる体制づくりこそが求められています。

本学会は、今なお障害者を社会から排除するような考え方が根強いことに強い衝撃を受けています。これからも病院や地域での実践を積み重ねつつ、市民や社会との協働を通して、「全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認め、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にする」（障害者権利条約第 19 条抜粋）共生社会の実現を、めざしていきたいと考えます。